

第1章 国家資格領域(医療・教育・福祉・衛生)における職業教育

第1節 国家資格の制度的特徴と専門による違い

川 俣 美砂子 (福岡女子短期大学)

1. 本章の目的

本稿では、本来の研究目的からも、第三段階教育のうち非大学型高等教育である短期大学・専門学校において資格を取得できること、および短期大学・専門学校において拡大がみられる領域であるということ、加えて、資格取得による職務遂行上の有効性が高い^①という理由から、国家資格領域の医療・教育・福祉・衛生分野プログラムについて見ていく。その中でも、上記の理由が特に当てはまる看護師、保育士・幼稚園教諭、栄養士に着目して、認定主体、機能や効力、試験や養成施設等の国家資格の分類を確認したのち、国家資格取得に関連する養成カリキュラムの現状を明らかにして、訪問調査に基づいて各資格の取得の実態の分析を行うこととした。

2. 資格の分類

目的とする国家資格について見る前に、まず、資格の分類について概観する。

労働政策研究・研修機構(2010)によると、わが国の職業に関する「資格」には明確な定義はなく、官民の資格は、「一定の職務の遂行に必要な知識・技能等の能力を国等の第三者が、特定の名称を与えて社会的に公証し、その知識・技能を行使する特定の職業行為が社会的に円滑に行われるようにするしくみ」^②として扱われている。資格は、その資格を認定する主体が国、自治体等であるか、民間の企業・団体であるか、その資格がどのような機能・効力をもっているかによって分類される。

2.1 資格の認定主体による分類

資格は、認定する主体によっておおそ以下のように分けられている。

- ①国家資格：国家資格とは、法令等に基づき、国、地方公共団体またはそれに準ずる機関が試験等により能力や技能を判定し資格を与えるものである。例) 医師、弁護士、公認会計士、看護師、保育士、教育職員、栄養士、救急救命士他
- ②公的資格：国や行政機関またはそれに準ずる機関が認定し、公益法人等が実施して付与するので、間接的に国が保証する資格、国家資格と民間資格の中間的な位置づけとなっていたが、

規制改革により2005年までに原則として廃止され、民間資格（一部は国家資格）に移行した。

例) 文部科学省の技能審査廃止(21種): 日商簿記検定, 英検, 漢検, 販売士, 色彩検定他

- ③民間資格: 民間団体や会社等が独自の審査基準を設けて、講習や試験の合格等により任意で与える資格である。民間資格の中には、社会的に重要性の認識が高まるとともに国家資格化されるものもあるが、一般的には教育内容の習得に向けて目標を示したり、教育内容の修了を証明したりするものである。例) TOEIC, TOEFL, 日商簿記検定, 英検, マイクロソフトオフィスエキスパート(MOS) 他

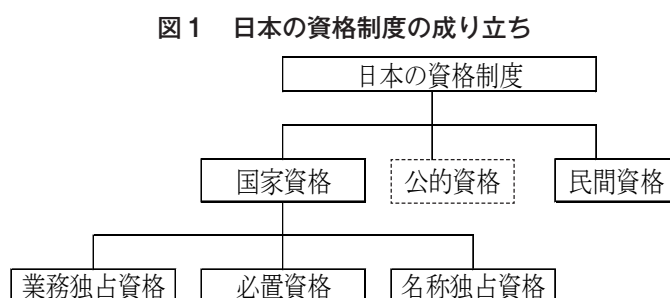
国家資格とは異なり就業上の特権を持たない公的資格、民間資格の主目的は、その技能習得の水準を認定することにある。

2.2 資格の機能や効力による分類

上記の分類のうち国家資格は、法律で設けられている権限や規制の種類により、次のように3つに分けられる^③。

- ①業務独占資格: 弁護士, 公認会計士, 司法書士, 教育職員のように、有資格者以外が携わる事を禁じられている業務を独占的に行うことができる資格である。本稿で対象とする看護師, 幼稚園教諭はこれにあたる。
- ②必置資格(設置義務資格): 業務独占資格以外のもので、特定の事業を行う際に、その資格を有する者のうちから管理監督者などとして配置することが義務付けられている資格である。宅地建物取引業者における宅地建物取引主任者, マンション管理業者における管理業務主任者, 旅行会社における旅行業務取扱管理者等がある。
- ③名称独占資格: 介護福祉士, 気象予報士のように、業務独占資格, 必置資格を除く有資格者以外は、その名称を名乗る事を認められていない資格である。本稿で対象とする栄養士, 保育士はこれにあたる。

ここまで述べた日本の資格制度についての関係を図にすると以下のようなになる(図1)。



必置資格は153制度(48.9%)で最も多く、次いで、業務独占資格が111制度(35.4%)、名称独占等資格が49制度(15.7%)となっている。資格制度の濫設防止等の観点から、1985年度以降、医療・福祉、環境等の分野を除き、制度の創設は抑制されている傾向にある。2010年7月1日時点、総務省が把握した国が法令等に基づき設けている資格制度は、313制度(複数の府省で共管している制度があるため、延べでは317制度)あり、国家公安委員会(警察庁)、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交

通省及び環境省の12府省が所管している。府省別の所管制度数をみると、厚生労働省が137制度(43.8%)で最も多く、次いで、国土交通省が77制度(24.6%)となっており、これら2省で全体の7割近くを占めていることから、その対象は、医療、衛生、安全に関わるものである。一方で、司法や経営などに関連した資格は、国家資格全体から見ると多くはない。

2.3 資格取得のための国家試験や養成施設による分類

また、国家資格を取得するための国家試験を行う主体は、次のように分けられる。

- ①国が行う試験：看護師、管理栄養士、教育職員、学芸員等
- ②地方公共団体が行う試験：栄養士、職業訓練指導員等
- ③法律で指定された団体が行う試験：保育士、技術士、衛生管理者等

国家資格の中で指定養成施設(資格によって、養成「所」、養成「施設」と呼び名が異なる)で単位を修得することによって免許・資格を得たり、免許・資格を取得するための受験資格を得たりできるものは、以下のようになっている^④。

保健師、助産師、看護師、救急救命士、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、管理栄養士、栄養士、調理師(入学及び学力認定の事務を含む。)、理容師(入学及び学力認定の事務を含む。)、美容師(入学及び学力認定の事務を含む。)、製菓衛生師、食品衛生管理者、食品衛生監視員、食鳥処理衛生管理者(入学及び学力認定の事務を含む。)、保育士、社会福祉士、介護福祉士、社会福祉主事、精神保健福祉士、児童福祉司、児童福祉施設職員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司等

3. 国家資格系の教育機関プログラムの分析概要

ここからは、本章のそれぞれの節で扱う国家資格についてその概要を述べる。

本節に続く第2節の長尾「国家資格に基づく専門職の違い——看護師、幼稚園教諭・保育士、栄養士——」では、看護師、幼稚園教諭・保育士、栄養士について、その養成の状況を明らかにしている。どれも修業年限当たりの必要単位数は60数単位程度でそれほど多くはないが、看護師と保健師や助産師、幼稚園教諭と保育士のように同時取得をするケースが多いため、カリキュラムがタイトになっている。当該職への学校種別の就職状況は、いずれの資格についても専門学校が当該職に就職する比率が高く、看護師の場合は急激に専門学校から大学に養成がシフトしている。

第3節の菅野「専門学校教育で目標とする主な資格等に関わる研修等制度のWeb上の抽出調査」では、資格等の関係団体・機関が実施する研修等制度の実態について詳細に報告している。この調査によって、更新制度や継続教育・生涯教育制度の導入、教育・実習指導者養成や教員等に係る研修等の実施など劣化しやすい教員の技術に係る様々な研修等の制度を、資格に関連する業種別団体や職能別団体が実施していることが明らかになった。今後はそれらの具体的な内容、水準、実際の機能や効果について検証する必要がある。

第4節の立石「医療系教育の養成課程の実状——日本における看護師養成課程の変遷——」で

は、看護師養成課程における、看護教育側の教員組織や背景、各養成課程の教育方法や理念とのかわりなどを2年課程、高校からの5年一貫教育、そして4年制大学についてそれぞれの具体的カリキュラムの事例を比較している。以前の看護師養成所は、職業訓練として特化している傾向が強かったが、現在では、その傾向が薄れてきている。近年増加している大卒看護師とその他の違いについては、養成所と看護系大学のカリキュラムの違いからのみくるものなのか、今後の追究が必要とされている。

第5節の安部「保育領域（幼稚園教諭・保育所保育士）資格の歴史的変遷現状 政策的移行」では、わが国の幼児教育創成期から一元化への動き、免許・資格制度の変遷、量的な資格保有者数と就業者数、そして給与等の実態、近年進行している政策論議について触れている。

第6節の川俣「保育者養成課程におけるカリキュラム比較——短期大学・専門学校・大学について——」では、学校種ごとの保育者養成カリキュラムを概観している。保育士資格には上位資格がなく、幼稚園教諭免許は二種と一種、そして専修があるものの現場体験として重視されている実習回数には変化がない。さらに、文部科学省が示している免許取得のための最低単位数から見ると、二種と一種の大きな違いは、一般教育科目等の単位数が一種の方が多いという点に過ぎず、そこから考えると養成年数の延長は、必ずしも保育領域の専門的養成教育の深化にはつながっていないように見える。しかし学校ごとのカリキュラムを詳細に見てみると、編成の工夫による違いが見られた。

第7節の長尾「質の多様化と資格要件の高度化——栄養士・管理栄養士の事例から——」では、指定カリキュラムの枠があってもなお生まれる人材の多様性と養成施設各校の工夫を描くとともに、有資格者数の増加や多様性が資格要件の高度化につながっていくことを指摘している。栄養士を含む厚生労働省関連の養成施設は、カリキュラム編成における自由度が相対的に低いとされるが、そのことは必ずしも養成される人材像やスキルが均一であることを意味していないようである。人材の多様性は、有資格者間での差異化、資格要件の高度化につながり、栄養士から管理栄養士、栄養士内での実力認定試験によるランク分け、管理栄養士の専門分野別認定などの方向に向かっており、質のコントロールと量のコントロールが同時に適切なかたちで行われなかったため、このような事態になったのではないかと推測している。

4. 国家資格領域の教育目的・教育方法・教育の統制——非大学型第三段階教育を中心に

最後に、各節から導き出された国家資格領域の教育目的・教育方法・教育の統制について非大学型第三段階教育を中心にまとめてみる。

まず教育目的としては、ここで取り扱う看護師、保育士・幼稚園教諭、栄養士のどの分野においても、最終的な目標は免許・資格の取得であり、養成校の目的としてもそのために必要とされる一定水準の知識と技能を学生に身につけさせることにある。よって、国家資格領域における教育目的は限定されていると考えられる。しかし、看護師のように、養成カリキュラムの単位を取得してもまだ看護師資格は取得できず、資格試験の受験資格しか得られないものもあれば、保育士・幼稚園教諭、栄養士のように、養成カリキュラムの単位を取得すれば卒業と同時に免許・資

格を得られるものもある。後者については、管轄省が提示している養成カリキュラムはあるものの、講義演習の教授内容や必要な単位を修得できるか否かについては、養成校に一任されているため、質の均一化については疑問が残る。

次に教育方法についてであるが、これに関しても各資格の管轄省が提示している養成カリキュラムや資格取得のための必要単位数があるので、1つの資格の中では大きな差は生まれないはずである。しかし、2年制短期大学や、3年制専門学校、そして4年制大学という修業年限の違いもある。一条校ではないため柔軟性のあるカリキュラムが編成できる専門学校や、幼稚園教諭には二種免許と一種免許の段階があるが、養成校によっては免許の段階は上がっても専門教育科目が増えずに一般教養科目のみが増えているということもある。看護師に関して言えば、近年見られる急速な養成の4年制化への移行によって、これまでと教育の方法が異なっている部分も見られる。

生命にかかわる看護の職業のように、より総合的な知識・能力が必要とされる資格ほど、カリキュラムの縛りが強いと考えられ、その縛りが強いほど、質の保証への意識・圧力が強く、人材も全国的・学校種横断的に均質性が計られているのではないだろうか。国家資格領域の教育方法は、取得した資格が職業に直接的に結び付くため、本報告書第3部のケーススタディ記録からもわかるように一般教育より専門教育を重視している。特に専門学校では自校でアレンジできる職業教育が、短大や大学に比べて多くなっており、社会人として必要なマナー教育等も加えられている。資格段階の多様性は、有資格者間での仕事内容や給与待遇の差異化となり、それは資格要件の高度化につながり、資格の社会的認知度につながっていく。どの領域でも、専門学校は当該資格職に就く者が多い傾向にある。その理由としては、仕事内容に密着した教育を受けているからか、もしくは選択の幅が少ないからであろう。

最後に、国家資格領域の教育を統制している主要なステークホルダーは、国家・政府なのか、市場に近い地方公共団体なのか、資格取得者を養成する高等教育機関なのか、各資格の職能団体なのか、あるいは利用者や現場施設なのか。学校種ごとに見ると、業界等の労働市場に一番影響を受けるのは職業教育の色彩が強い専門学校、続いて短期大学、そして大学のような。本章で取り上げている資格を例にして見ると、職能団体の影響が強い順は、看護師協会と密着している看護師、全国栄養士養成施設協会の栄養士実力認定試験が多くの養成校で実施されている栄養士⁽¹⁾、そして保育士・幼稚園教諭のようである。しかし、国家資格を取得するための学校は、カリキュラム自体は、その管轄省が設定しているわけであるから、国家資格を取得することが目的となる非大学型第三段階教育においては、国家の影響が強いと言えるであろう。

以下本章の第2節からは、国家資格領域の養成校等のインタビューをもとに各資格・免許の養成カリキュラムや、養成する教員の現状や課題について具体的に述べていく。

〈注〉

- (1) 全国栄養士養成施設協会による栄養士実力認定試験の2011年受験者数は、8,575人で、同年の免許交付数17,984であるので、約半数が受験しているということになる。

〈参考文献〉

- ① 労働政策研究・研修機構2010「我が国における職業に関する資格の分析——Web免許資格調査から——」
労働政策研究報告書 No.121-1.p106
- ② 労働政策研究・研修機構2010「我が国における職業に関する資格の分析——Web免許資格調査から——」
労働政策研究報告書 No.121-1.p53
- ③ 総務省行政評価局2011「資料6 資格制度概況調査結果」『検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査＜調査結果に基づく勧告＞』
- ④ 九州厚生局「各種養成施設の指定等」http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/index2.html